



# 島根県報

令和4年8月2日(火)

号外第86号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【公 告】

島根県芸術文化センターの指定管理者の募集	(文化国際課)	2
島根県立島根県民会館の指定管理者の募集	(       "       )	9
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の指定管理者の募集	(自然環境課)	16
島根県立産業交流会館の指定管理者の募集	(商工政策課)	21
島根県立八雲立つ風土記の丘の指定管理者の募集	(文化財課)	26

## 公 告

島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号。以下「条例」という。）第8条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和4年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 募集の目的

島根県芸術文化センターは、島根県立石見美術館及び島根県立いわみ芸術劇場から構成される複合施設で、多様で質の高い美術、音楽、演劇その他の芸術文化の鑑賞及び創造の機会を提供し、もって芸術文化の振興及び県民生活の向上を図ることを目的として設置したものである。

島根県芸術文化センターの管理については、平成17年4月から県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集する。

### 2 施設の概要

(1) 施設名称 島根県芸術文化センター（以下「センター」という。）（愛称 グラントワ）

(2) 所在地 島根県益田市有明町5-15

(3) 開館年月日 平成17年10月8日

(4) 施設規模

ア 敷地面積 36,564平方メートル

イ 建築面積 14,068平方メートル

ウ 延床面積 19,380平方メートル（地上2階・地下1階）

エ 構造種別 R C造、一部P C、S造

(5) 施設内容

ア 島根県立石見美術館（以下「美術館」という。）

展示室（4室）、ロビー、収蔵庫等

イ 島根県立いわみ芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）

大ホール（1,500席）、小ホール（400席）、スタジオ（2室）、楽屋（大2室・中6室・小4室）、多目的ギャラリー等

ウ その他

回廊、中庭広場、事務室、車庫、倉庫、駐車場（200台）等

エ 入居施設

レストラン（183平方メートル）及びミュージアムショップ（89平方メートル）

(6) 配置図

島根県芸術文化センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を参照すること。

(7) 利用状況

入館者数実績 令和元年度 368,334人

令和2年度 155,515人

令和3年度 195,206人

### 3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。詳細は、島根県芸術文化センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

なお、レストラン及びミュージアムショップについては、行政財産目的外使用許可に基づく運営となり、指定管理業務に含まないものとする。

- (1) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）で条例別表第1に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 有料施設等の利用料金の設定、收受等に関する業務
- (3) 美術館の観覧料の徴収に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務
- (5) センターの総合案内、展示室の受付・監視に関する業務
- (6) センターの広報・利用促進に関する業務
- (7) 文化事業の企画及び実施に関する業務
- (8) 県民、文化芸術団体及び公立文化施設の文化芸術活動に対する支援に関する業務
- (9) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (10) ボランティア会に関する業務
- (11) その他仕様書に記載する業務

※ 島根県と指定管理者の業務区分について

センターの業務の一部は、島根県が直接運営する。島根県と指定管理者の業務区分はおおむね次のとおりである。

業 務 区 分	業 務 内 容	運営主体
企画業務（美術館）	○企画展・常設展事業 ○美術品の収集保存及び調査研究 ○美術教育普及事業 ○県予算の執行、管理等	島根県
企画業務（芸術劇場）	○文化事業の企画及び実施 ○文化芸術活動の支援	指定管理者
施設運営業務	○有料施設等の利用許可・利用料金の收受 ○美術館観覧料の徴収・管理 ○センター総合案内、企画展・常設展の受付及び監視 ○広報・利用促進 ○芸術文化情報の収集・提供 ○ボランティア会の運営等	
施設管理業務	○施設等の維持管理 ○警備、清掃等	

4 指定期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 利用料金制度

有料施設等の利用料金は、条例第16条の規定により指定管理者の収入とする。指定管理者は、条例及び島根県芸術文化センター条例施行規則（令和2年島根県規則第37号。以下「施行規則」という。）に定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍までの範囲内で、島根県知事の承認を受けて利用料金を定めるものとする。

なお、美術館の観覧料は、島根県の収入となるので留意すること。

(2) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料は、指定期間（8年間）における次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費

税及び地方消費税（税率10パーセント）を含む。）を上限とする。

支出見込額 3,332,488千円

収入見込額 204,610千円

指定管理料 3,127,878千円以内

※ 支出見込額は、入居団体の光熱水費負担額を含めた金額である。

※ 支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の修繕費は12,448千円（1,556千円/年）である（各年度毎に精算する）。

※ 収入見込額は、利用料金及び入居団体の光熱水費負担額である。また、7の(5)の(カ)に記載した休館期間の影響を考慮した金額である。

### (3) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県及び指定管理者間で協議の上、定めるものとする。また、指定管理開始日から4年を経過した後に指定管理料の見直しを行う。その結果については、6年目以降の指定管理料に反映する。

### (4) 支払方法

各年度の年間指定管理料は分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については島根県と指定管理者で締結する協定書で定めるものとする。

## 6 指定管理者の応募資格

### (1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要である。

ア 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続等をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている法人等でないこと。

### (2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有さない。

イ センターの管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和4年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

## 7 申請の手続

### (1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 申請書

施行規則に定める様式

イ 事業計画書

事業計画書の大きさは、原則としてA4判とし、次の内容を記載すること。

- (7) 管理運営の基本方針
- (イ) 事業実施計画に関する事項（文化事業、文化芸術活動の支援、広報・利用促進）
- (ウ) 利用料金の設定及び減免の考え方
- (エ) サービスの質の確保と具体的方策
- (オ) 施設の維持管理・危機管理
- (カ) サービス提供体制
- (キ) その他仕様書で定める事項

ウ 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

エ その他申請に必要な書類

- (7) 定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに準ずる書類
- (イ) 法人にあつては、当該法人登記事項証明書
- (ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (エ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (オ) 法人等の概要を記載した書類
- (カ) 役員の名簿（住所、氏名（ふりがな）、生年月日等）及び略歴を記載した書類
- (キ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ク) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ケ) 指定申請に係る誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)のエの(7)、(イ)及び(キ)から(ケ)までについては、正本1部、副本1部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時

提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は書留とし、令和4年9月30日（金）午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる経費は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 必要に応じ追加書類の提出を求められることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (7) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき
- (ウ) 申請者若しくは申請者の代理人又はそれらの関係者が選定に対する不当な要求を行ったとき
- (エ) その他不正な行為があったとき

カ 耐震改修工事に伴う休館期間についての留意事項

現在、センターの耐震改修工事を行っており、これに伴い大ホール、小ホールは休館している。休館期間は、令和5年4月末までの予定である。休館に伴う収入見込額への影響を適切に見積り、提出書類に反映すること。

## 8 募集要項等の公表期間及び公表方法

### (1) 公表期間

令和4年8月2日（火）から同年9月2日（金）まで

### (2) 公表方法

島根県環境生活部文化国際課ホームページに掲載する。

## 9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

なお、出席を希望する法人等がなければ実施しない。

### (1) 開催日時 令和4年8月23日（火）午後1時10分から午後3時まで

### (2) 集合時間及び集合場所 午後1時にセンター1階講義室に集合すること。

### (3) 現地説明会の内容 センターの施設見学

### (4) 参加申込みの方法

現地説明会への出席を希望する者は、参加申込書を次のとおり作成し、提出すること（1法人等の出席者は3名までとする。）。

ア 参加申込書の記載内容 法人等名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先（住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス）

イ 提出場所 17に記載する場所

ウ 提出期限 令和4年8月12日（金）午後5時まで

エ 提出方法 持参、郵送、メール又はファクシミリ（郵送、メール又はファクシミリの場合は、確認のため必ず電話をすること。）

## 10 仕様書等の不明疑義等

仕様書等の不明疑義等については、次の方法により提出すること。

なお、指定管理候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### (1) 提出方法

別に定める質疑票に記入の上、メール又はファクシミリで提出すること。

なお、提出後、確認のため必ず電話をすること。

### (2) 提出期限 令和4年9月5日（月）午後5時

### (3) 回答方法及び回答期限

質疑の回答は、全ての応募希望者に対し、令和4年9月13日（火）までにメール又はファクシミリにて行う。

### (4) その他

質疑の提出期限以降において、新たに募集要項等を入手した法人等が、回答文書の配付を希望する場合は、配付を行う。指定管理候補者の選定後に募集要項等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 11 指定管理者の候補の選定

条例第8条の規定による基準に基づき、島根県芸術文化センター指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

### (1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。

### (2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

- イ 事業計画書の内容が、複合施設としてのセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

### (3) 審査の項目及び配点

- ア サービスに関する評価 計70点
  - (ア) 管理運営の基本方針 10点
  - (イ) 文化事業の充実 10点
  - (ウ) 文化芸術活動の支援 10点
  - (エ) 広報・利用促進の考え方 10点
  - (オ) サービスの質の確保と具体的方策 10点
  - (カ) 施設の維持管理・危機管理 10点
  - (キ) 安定的な運営が図られるサービス提供体制 10点
- イ コストに関する評価 計30点
  - (ア) 収入目標と収支計画の内容 10点
  - (イ) 費用対効果の考え方 10点
  - (ウ) 法人等の財政的基盤 5点
  - (エ) 管理に要する経費 5点

### (4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準、審査の項目及び配点に基づき行う。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、令和4年10月7日（金）までに申請者全員に通知する。
- ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。
- エ プレゼンテーションの日時、場所等については、申請者に対して書面で通知する。
- オ 候補者の選定は令和4年10月中旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を島根県のホームページにより公表する。
- カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- キ 選定委員会は、非公開とする。
- ク 選定委員の氏名は、審査終了までの間は非公開とし、候補者の選定結果公表以降に公表する。

### (5) 申請者が1者のとき

申請者が1者のみの場合でもプレゼンテーションによる審査を行い、評価点数が最低基準60点を下回る場合には、当該申請者は指定管理候補者として選定しない。

## 12 指定管理者の指定及び協定

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11の(4)で選定した候補者を、令和4年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

### (2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限定する。

なお、基本協定の発効は、令和5年4月1日を予定している。

## 13 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。

(1) 年度評価（毎年度実施）

年間を通じて行った管理運営状況の調査、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査・ヒアリング等のほか、指定管理者が行う利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに評価する。

(2) 評価結果の通知と改善への取組

評価結果は、指定管理者に通知する。

評価結果によって改善が必要な場合は、業務の適正な履行及びサービスの質を確保するため、指定管理者に対し業務改善を勧告し、改善策の提出と実施を求める。この場合においては、指定管理者は速やかに改善策を策定し、島根県に提出するとともに、必要な改善策を実施すること。

(3) 評価結果の公表等

評価結果は、島根県議会に報告するとともに、島根県のホームページにより公表する。また、改善の勧告内容、改善策、実施状況等についても適宜島根県議会へ報告し、島根県のホームページにより公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

16 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

(3) 候補者の選定の取消し等

7の(1)の提出書類など島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、候補者選定の取消し又は指定の取消しを行うことがある。

(4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。



- (5) 条例、施行規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

#### 17 問合せ先

- (1) 郵便番号 690-8501  
(2) 所在地 島根県松江市殿町1番地  
(3) 担当部局 島根県環境生活部文化国際課文化振興室  
(4) 電話 0852-22-5877  
(5) ファクシミリ 0852-22-6412  
(6) メール bunkashinko@pref.shimane.lg.jp

島根県立島根県民会館条例（昭和43年島根県条例第1号。以下「条例」という。）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和4年8月2日

島根県知事 丸山達也

#### 1 募集の目的

島根県立島根県民会館（以下「会館」という。）は、県民の文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的として設置されたものである。

会館については、県民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を平成17年4月から導入しているが、現在の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することから、次期の指定管理者を募集する。

#### 2 施設の概要

##### (1) 設置目的

会館は、昭和43年9月に大・中ホール、会議室等を備えた多目的文化施設として開館して以来、優れた芸術文化に親しむ場としてだけでなく、文化活動の場としても広く県民に親しまれている。

今後も、音楽や演劇など質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、多様化する文化活動やニーズに即した新たな文化資源の創造など、広域的な文化振興を図る拠点施設としての役割を期待されている。

##### (2) 施設概要

ア 施設名称 島根県立島根県民会館

イ 所在地 島根県松江市殿町158番地

ウ 開館年月日 昭和43年9月25日

##### エ 施設規模

(7) 敷地面積 13,219平方メートル

(4) 建築面積 7,361.78平方メートル

(5) 延床面積 16,279.97平方メートル（地上4階・地下1階）

オ 施設構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

##### カ 施設内容

##### (7) 施設

大ホール（1,537席）、中ホール（576席）、楽屋（12室）、会議室（17室）、展示・多目的ホール（3室）、リハーサル室（1室）ほか

##### (4) 入居施設

飲食店 126.38平方メートル

- (3) 配置図 島根県立島根県民会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を参照すること。

## (4) 入館者数

令和2年度 174,425人

令和3年度 221,856人

## 3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。詳細は、島根県立島根県民会館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

なお、飲食店については、行政財産目的外使用許可による運営となり、指定管理業務に含まないものとする。

- (1) 会館の施設（ホール、会議室等）及び設備（以下「施設等」という。）で条例別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 有料施設等の利用料金の設定、收受等に関する業務
- (3) 会館の総合案内に関する業務
- (4) 会館の広報・利用促進に関する業務
- (5) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (6) 文化事業の企画及び実施に関する業務
- (7) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (8) 県民、文化芸術団体及び公立文化施設の文化芸術活動に対する支援に関する業務
- (9) その他仕様書に記載する業務

## 4 指定期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 5 指定管理業務に要する経費

## (1) 利用料金制度

有料施設等の利用料金は、条例第14条の規定により指定管理者の収入とする。指定管理者は、条例及び島根県立島根県民会館条例施行規則（昭和43年島根県規則第42号。以下「規則」という。）で定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍までの範囲内で島根県知事の承認を受けて利用料金を定めるものとする。

## (2) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料の額は、指定期間における次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）を含む。）を上限とする。

支出見込額 2,630,301千円

収入見込額 527,205千円

指定管理料 2,103,096千円以内

※ 支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の修繕費は10,400千円（1,300千円／年）。（各年度末に精算する。）

※ 指定管理期間中に会館の改修工事（以下「工事」という。）を予定しており、これに伴い約1年6か月の全館休館を予定している。支出見込額及び収入見込額は、この休館期間の影響を考慮した金額である。

※ 支出見込額は、入居団体の光熱水費負担額を含めた金額である。

※ 収入見込額は、利用料金及び入居団体の光熱水費負担額である。

## (3) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。また、指定管理開始日から4年を経過した後に指定管理料の見直しを行う。その結果については、6年目以降の指定管理料に反映する。

## (4) 支払方法

各年度の年間指定管理料は別途定める支払計画に基づき分割支払とし、支払時期及び分割方法については島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

## 6 指定管理者の応募資格

### (1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要である。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続等をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている法人等でないこと。

### (2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有さない。

イ 会館の管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和4年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

## 7 申請の手続

### (1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

#### ア 申請書

指定管理者指定申請書（規則で定める別記様式）

#### イ 事業計画書

事業計画書の大きさは、原則としてA4判とし、次の内容を記載すること。

##### (ア) 管理運営の基本方針

(イ) 事業実施計画に関する事項（文化事業、文化芸術活動の支援、広報・利用促進）

(ウ) サービスの質の確保と具体的方策

(エ) 利用料金の設定及び減免の考え方

(オ) 施設の維持管理・危機管理

(カ) サービス提供体制

(キ) その他仕様書で定める事項

#### ウ 指定期間各年度分及び期間を通じたの収支予算書

#### エ その他の申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに準ずる書類

(イ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（現在事項証明書）

(ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

- (ア) 役員の名簿（住所、氏名等）及び略歴を記載した書類
- (イ) 法人等の概要を記載した書類
- (ロ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ハ) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ニ) 指定に係る誓約書
- (ホ) その他知事が必要と認める書類

## (2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)のエの(ア)、(イ)及び(ロ)から(ホ)までについては、正本1部、副本1部とする。

## (3) 提出場所

17に記載する場所

## (4) 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時

提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留とし、令和4年9月30日（金）午後5時までに必着とする。

## (5) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に際して必要となる経費は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

(ロ) 申請者若しくは申請者の代理人又はそれらの関係者が、選定に対する不当な要求を行ったとき。

(ハ) その他不正な行為があったとき。

## カ 改修工事に伴う休館期間についての留意事項

会館の改修工事（以下「工事」という。）を指定管理期間中に予定しており、これに伴い、全館休館1年6か月を予定している。工事の期間及び休館の時期については、周知期間を確保した上で、令和5年度以降の適切な時期に設定する。

なお、工事内容の詳細、工事の期間、休館の時期等については、指定管理者の指定の議決後に行われる協定書締結に向けた協議において具体的に特定する。

おって、休館に伴う収入見込額及び支出見込額への影響を適切に見積り、提出書類に反映させること。

## 8 募集要項等の公表期間及び公表方法

### (1) 公表期間

令和4年8月2日（火）から同年9月2日（金）まで

### (2) 公表方法

島根県環境生活部文化国際課ホームページに掲載する。

## 9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

なお、出席を希望する法人等がなければ実施しない。

- (1) 開催日時 令和4年8月29日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 集合時間及び集合場所 午後1時20分に会館の201会議室に集合
- (3) 現地説明会の内容 会館の施設見学
- (4) 参加申込みの方法等

現地説明会への出席を希望する者は、参加申込書を次のとおり作成の上、提出すること（1法人等の出席者は、3名までとする。）。

- ア 参加申込書の記載内容 法人等名、出席予定者（職・氏名）、連絡先（住所・電話番号）
- イ 提出場所 17に記載する場所
- ウ 提出期限 令和4年8月19日（金）午後5時
- エ 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ（持参の場合以外は、確認のため必ず電話をすること。）

#### 10 仕様書等の不明疑義等

仕様書等の不明疑義等については、次の方法により提出すること。

なお、指定管理候補者の選定後に募集要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

##### (1) 提出方法

別に定める質疑票に記入の上、17に記載する場所に提出すること。ファクシミリによる提出も可とする。  
なお、持参の場合以外は、確認のため必ず電話をすること。

##### (2) 提出期限 令和4年9月5日（月）午後5時

##### (3) 回答方法及び回答期限

質疑の回答は、全ての応募希望者に対し、令和4年9月13日（火）までにファクシミリにて行う。

##### (4) その他

質疑の提出期限以降において、新たに募集要項等を入手した法人等が回答文書の配付を希望する場合は、配付を行う。候補者の選定後に募集要項等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 11 指定管理者の候補の選定

条例第6条の規定による基準に基づき、島根県立島根県民会館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

##### (1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員により構成する。

##### (2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

##### (3) 審査の項目及び配点

ア サービスに関する評価 計70点

(ア) 管理運営の基本方針 10点

(イ) 文化事業の充実 10点

(ウ) 文化芸術活動の支援 10点

(エ) 広報・利用促進の考え方 10点

- (イ) サービスの質の確保と具体的方策 10点
- (ロ) 施設の維持管理・危機管理 10点
- (ハ) 安定的な運営が図られるサービス提供体制 10点

イ コストに関する評価 計30点

- (ア) 収入目標と収支計画の内容 10点
- (イ) 費用対効果の考え方 10点
- (ロ) 法人等の財政的基盤 5点
- (ハ) 管理に要する経費 5点

(4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準並びに審査の項目及び配点に基づき行う。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、令和4年10月7日（金）までに申請者全員に通知する。
- ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。
- エ プレゼンテーションの日時、場所等については、申請者に対して書面で通知する。
- オ 候補者の選定は令和4年10月上旬に行い、その結果は申請者全員に書面で通知するとともに、申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を島根県のホームページで公表する。
- カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- キ 選定委員会は、非公開とする。
- ク 選定委員の氏名は、審査終了までの間は非公開とし、候補者の選定結果公表以降に公表する。

(5) 応募者が1者のとき

応募者が1者のみの場合でもプレゼンテーションは、実施する。この場合において、評価点数が最低基準60点を下回る場合には当該者は指定管理候補者として選定しない。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11の(4)で選定した候補者を、令和4年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定するものとする。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、基本協定の発効は、令和5年4月1日を予定している。

13 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。

(1) 年度評価（毎年度実施）

年間を通じて行った管理運営状況の調査、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査・ヒアリング等のほか、指定管理者が行う利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに評価する。

(2) 評価結果の通知と改善への取組

評価結果は指定管理者に通知する。

評価結果によって改善が必要な場合は、業務の適正な履行及びサービスの質を確保するため、指定管理者に対し業務改善を勧告し、改善策の提出と実施を求める。この場合においては、指定管理者は速やかに改善策を策定し、島根県に提出するとともに、必要な改善策を施すこと。

## (3) 評価結果の公表等

評価結果については、島根県議会へ報告するとともに島根県のホームページにより公表する。また、改善の勧告内容、改善策、実施状況等についても適宜島根県議会へ報告し、島根県のホームページにより公表する。

## 14 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

## 15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

## 16 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。
- (3) 候補者の決定の取消し等

7の(1)の提出書類など島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、候補者選定の取消し又は指定の取消しを行うことがある。

- (4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

- (5) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）及び島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

## 17 問合せ先

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 所在地 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部文化国際課文化振興室
- (4) 電話 0852-22-5878
- (5) ファクシミリ 0852-22-6412
- (6) メール bunkashinko@pref.shimane.lg.jp

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号。以下「条例」という。）第8条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和4年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 募集の目的

島根県立三瓶自然館及びその附属施設（以下「自然館等」という。）は、三瓶山及びその周辺地域の豊かな自然の中に、自然と親しむ場を確保し、あわせて自然環境に関する学習の機会を提供することを目的として設置したものである。

自然館等については、平成17年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

## 2 施設の概要

今回募集する指定管理者が管理する対象施設は、次の2施設とする。

### (1) 三瓶自然館

#### ア 名称

島根県立三瓶自然館（ホームページは、<https://www.nature-sanbe.jp/sahimel/>）

#### イ 所在地

島根県大田市三瓶町多根1121番8

#### ウ 規模、構造等（本館、新館、別館）

(7) 構造 鉄筋コンクリート造 一部5階建て

(4) 敷地面積 14,822平方メートル

(6) 延床面積 8,262.93平方メートル

#### エ 関連施設

北の原フィールドセンター 鉄骨・鉄筋コンクリート造1階建て 延床面積 76.92平方メートル

野生鳥獣観察舎 木造平屋建て 延床面積 40.12平方メートル

男三瓶山避難小屋 木造平屋建て 延床面積 29.81平方メートル

自然観察入門広場、北の原芝生広場、自転車道等

### (2) 主な附属施設

三瓶小豆原理没林公園

#### ア 所在地

島根県大田市三瓶町多根口58番地2

#### イ 規模、構造等（大展示棟、小展示棟、管理棟、ガイダンス棟）

(7) 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造及び木造 地下1階平屋建て

(4) 敷地面積 9,603平方メートル

(6) 延床面積 1,501.55平方メートル

## 3 指定管理者が行う業務（詳細は、仕様書を参照のこと。）

(1) 有料施設の利用の許可に関する業務

(2) 自然館等の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務

(4) 環境学習の推進に関する業務

(5) 島根県の自然環境及び自然史に関連する展示並びに博物館資料の収集、保管及び活用に関する業務

なお、上記に掲げる全ての業務を他の事業者に一括して委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託することができる。



## 4 指定期間

令和5年4月から令和13年3月末までの8年間を予定している。ただし、管理運営を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 5 指定管理業務に要する経費

## (1) 指定管理料の上限額

島根県が支払う指定管理料は、指定期間（8年間）における次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）を含む。）を上限とする。

支出見込額 2,940,056千円 （年間平均 367,507千円）

収入見込額 251,856千円 （年間平均 31,482千円）

指定管理料 2,688,200千円以内（年間平均 336,025千円）

支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の修繕費（各年度毎に精算）は6,376千円とする（年間平均797千円）。

## (2) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度協議の上、定めることができる。また、指定開始から4年を経過した後に指定管理料の見直しを行うことがある。その結果については、6年目以降の指定管理料に反映する。

## (3) 指定管理料の支払い

各年度の指定管理料は、別途定める支払計画に基づき分割で支払うこととする。指定管理料の支払時期及び支払額については、島根県と指定管理者で締結する年度協定書で定める。

## 6 指定管理者の応募資格等

## (1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからサまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するものをいう。）を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていない法人等であること。

ク 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員となる資格を有する者であって生物、地学及び天文分野に精通し、環境学習に関する知識を有する専門職員を相当数配置できる法人等であること。

ケ 県内の自然環境等に精通し、自然保護に関する啓発及び環境学習指導の能力を有する法人等であること。

コ 研究論文の執筆、標本収集整理保存等の能力を有する法人等であること。

サ 天文観測施設の設備操作を円滑に行い、天文解説を適切に実施できるとともに、全天周映画及びプラネタリウムの上映が円滑にできる法人等であること。

## (2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有しない。

イ 自然館等の管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和4年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

## 7 申請の手続

申請に当たっては、次の書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

(1) 指定管理者指定申請書（島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第80号。以下「規則」という。）に定める様式第1号）

(2) 管理運営事業計画書（仕様書に定める様式ア）

記入項目の概要は、以下のとおり。

ア 基本方針について

イ 各施設ごとの管理運営について

ウ 実施体制及び組織について

エ サービス向上策について

オ 個人情報の保護の措置について

カ その他仕様書で定める事項

(3) 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書（仕様書に定める様式ウ）

ア 収入の項目

指定管理料 各施設ごとの利用料金収入見込み 事業収入 入居者光熱水費 その他

イ 支出の項目

人件費 各施設ごとの光熱水費 施設維持管理費 事業費 その他

(4) 三瓶自然館及び小豆原理没林公園の施設ごとの利用料金の設定計画（仕様書に定める様式イ）

(5) その他提出書類

ア 法人等の活動実績書（規則に定める様式第2号）

イ 誓約書（仕様書に定める様式第3号）

ウ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

エ 申請書提出日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

オ 法人等の過去3年間の事業報告書及び決算書又はこれらに準ずる書類

カ 法人等の概要を記載した書類

キ 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

ク 納税証明書

(7) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(4) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(6) 提出部数

正本1部及び副本7部（副本は複写可）。ただし、(5)のイ、ウ及びクについては、正本1部及び副本1部とする。

(7) 提出場所 16に記載する場所

(8) 提出期限 令和4年9月30日（金）午後5時まで。

提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留とし、令和4年9月30日（金）午後5時必着とする。

## (9) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。
- イ 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合に、事業計画書の内容の全部又は一部を使用できるものとする。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
  - (ア) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
  - (イ) 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。
  - (ウ) その他の不正な行為があったとき。

## 8 募集要項・仕様書及び基本協定書（案）の配付

## (1) 配付期間

令和4年8月2日（火）から同年9月30日（金）までの平日の午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までの間は除く。）

## (2) 配付場所

16に記載する場所

なお、事後の連絡等に必要となるので、配付に際しては、法人等の名称、代表者の氏名及び連絡先を所定の用紙に記入すること。

## 9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

- (1) 開催日時 令和4年9月6日（火） 午前10時から午後5時まで
- (2) 集合場所 島根県大田市三瓶町多根1211番8 島根県立三瓶自然館本館棟前
- (3) 現地説明会の内容 募集要項及び仕様書の説明並びに施設見学
- (4) 申込方法

参加を希望する者（人数は各団体3名までとする。）は、別に定める参加申込書に記載の上、令和4年8月30日（火）正午までに16に記載する場所に郵送、電子メール、FAX又は持参により申し込むこと。FAXにより申し込む場合は、事前に電話連絡の上、送信すること。

## 10 指定管理者の候補の選定

島根県立三瓶自然館及びその附属施設に係る指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

## (1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

## (2) 審査基準

- ア 事業計画が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画が、自然系博物館に求められる企画・展示・調査研究内容等を適切に反映し、自然館等の持つ価値を最大限に引き出すものであること。
- ウ 事業計画が、調査研究業務を基礎として、各種相談に適切にアドバイスするなど、島根県の自然保護行政の推進に資するものであること。
- エ 事業計画が、施設の適切かつ効率的な管理運営を図ることができるものであること。
- オ 事業計画を確実に実施するに足る財政的基盤及び人的能力を有すること。
- カ 法令遵守等のための体制がとられているものであること。

## (3) 審査の項目

- ア 基本方針
- イ 管理運営業務の実施計画
- ウ 実施体制及び組織・人員
- エ サービス向上策
- オ 事業実績
- カ 収入目標と収支計画
- キ 費用対効果の考え方
- ク 法人等の財政的基盤
- ケ 管理運営に要する経費

なお、具体的な審査項目及び配点については、後日配付する。

## (4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において(2)の審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション方式の審査を行う。
- イ プレゼンテーションの日時、場所等については、当該申請者に対して書面で通知する。
- ウ 応募資格の審査結果については、令和4年10月14日（金）までに連絡を行う。
- エ 選定は、令和4年10月下旬から11月上旬頃までに行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、申請者名と選定結果（選定又は非選定）を県ホームページで公表する。
- オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- カ 選定委員会は、非公開とする。

## 11 指定管理者の指定及び協定

## (1) 指定管理者の指定

候補者は、島根県議会の議決を経て指定管理者に指定される。

## (2) 指定管理者との協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目等事項について協議の上、協定を締結する。

## 12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。評価結果については、指定管理者に通知し、島根県議会へ報告するとともに島根県ホームページで公表する。

## 13 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

## 14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

## 15 留意事項

- (1) 申請者が、次のいずれかに該当する場合は、その申請者を選定審査の対象から除外する。
- ア 複数の事業計画書を提出した場合
  - イ 申請者若しくは申請者の代理人又はそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合
  - ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
  - エ 提出期限までに所定の書類が揃わなかった場合
  - オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
  - カ その他不正な行為があった場合
- (2) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

## 16 問合せ先

平日の午前9時から午後5時まで受付を行う。

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町128番地

担当部局 島根県環境生活部自然環境課自然公園管理グループ

電 話 0852-22-6517

F A X 0852-26-2142

メールアドレス shizenkankyo@pref.shimane.lg.jp

---

島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号。以下「条例」という。）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和4年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 募集の目的

島根県立産業交流会館は、県内産業の振興と国際交流の促進により地域の活性化を図ることを目的として設置された施設である。

本施設の管理については、平成17年度から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

### 2 指定管理者が管理する施設の概要

#### (1) 施設名

島根県立産業交流会館（以下「会館」という。）

#### (2) 所在地

島根県松江市学園南一丁目2番1号

#### (3) 面積

敷地面積 32,045平方メートル、延床面積 15,932平方メートル

#### (4) 施設構成

大展示場、多目的ホール、小ホール、国際会議場、商談室、会議室、大会議室、特別会議室、特別室、屋外展示施設、事務室、一般駐車場ほか

### 3 指定管理者が行う業務

- (1) 会館の施設及び設備の利用の承認に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他会館の管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

### 4 指定期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間（予定）。ただし、管理を継続することが適当でないとするときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 5 指定管理業務に要する経費（指定管理料）

#### (1) 利用料金制度

有料施設等の利用料金は、条例第17条の規定により指定管理者の収入とする。指定管理者は、条例及び島根県立産業交流会館条例施行規則（平成16年島根県規則第82号。以下「規則」という。）で定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍までの範囲内で島根県知事の承認を受けて利用料金を定めるものとする。

#### (2) 指定管理料の額

指定管理者は、利用料金収入及びその他の収入（事務室入居者から徴収する共用部分の管理費等）による独立採算により管理運営（島根県から委託料の支払はなし。）を行うものとする。ただし、令和5年1月（予定）から始まる大規模修繕工事実施に伴い会館施設の一部について利用できない期間（以下、「利用不可期間」という。）が発生する令和5年度及び令和6年度については、島根県が次の支出見込額から収入見込額を減じた額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として支払うこととする。

##### ①令和5年度

支出見込額	223,701千円
収入見込額	181,701千円
指定管理料	42,000千円

##### ②令和6年度

支出見込額	222,959千円
収入見込額	190,569千円
指定管理料	32,390千円

##### ③令和7年度以降

支出見込額	229,594千円
収入見込額	229,594千円
指定管理料	0千円

#### (3) 指定管理料の額の変更

令和7年度以降も利用不可期間が発生する場合は、令和5年度及び令和6年度と同様の考え方で指定管理料を再積算し、指定管理者と協議の上、指定管理料を支払うこととする。また、指定管理開始日から4年を経過した後に、光熱水費等の変動経費について見直しを行い、6年目以降の指定管理料の見直しを行うものとする。

#### (4) 支払方法

指定管理料が発生する場合は、毎事業年度ごとに支払うこととし、支払時期については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

### 6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するものをいう。）を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下

「法人等」という。)であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 島根県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていない法人等であること。

#### 7 指定管理者募集要項の配付期間及び配付場所

##### (1) 配付期間

令和4年8月2日(火)から同年9月12日(月)までの平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日)をいう。以下同じ。)午前9時から午後5時までとする。

##### (2) 配付場所

19に記載する場所

#### 8 現地説明会

##### (1) 開催日時

令和4年9月2日(金)午後1時30分

##### (2) 開催場所

島根県立産業交流会館

##### (3) その他

現地説明会に出席を希望する者(人数は各団体3名までとする。)は、令和4年8月26日(金)までに19に記載する場所に郵送、電子メール、FAX又は持参により申し込むこと。FAXにより申し込む場合は、事前に電話連絡の上、送信すること。

#### 9 資料の閲覧

##### (1) 閲覧資料

建設工事竣工図

##### (2) 閲覧期間

令和4年8月2日(火)から同年9月12日(月)までの平日の午前9時から午後5時までとする。

##### (3) 閲覧場所

19に記載する場所

#### 10 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

- (1) 指定管理者指定申請書(規則に定める別記様式)
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人等の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における法人等に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 法人等の概要を記載した書類

- (7) 役員名簿
- (8) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (10) 誓約書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書
- 11 提出書類の提出部数、提出期限及び提出場所
- (1) 提出部数  
正本1部及び副本9部
- (2) 提出期限  
令和4年9月30日（金）午後5時まで。  
提出場所まで郵送又は持参により提出すること。  
なお、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留とし、9月30日（金）午後5時までに必着とする。
- (3) 提出場所  
19に記載する場所
- (4) 申請に当たっての留意事項
- ア 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。
- イ 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合に、事業計画書の内容の全部又は一部を使用できるものとする。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めない。
- オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- カ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
- (7) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。
- (7) その他の不正な行為があったとき。
- 12 指定管理者の候補の選定
- (1) 選定方法  
学識経験者等5名の委員で構成する島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の審査基準をいずれも満たすもののうち、会館の管理を行わせるのに最も適した法人等を選定する。なお、選定委員会は非公開とする。
- (2) 審査基準
- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、会館の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに仕様書に定める業務を行うに当たり、適正な収支が見込まれるものであること。
- ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。
- (3) 面接審査等
- ア 候補の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会により令和4年10月上旬から中旬頃までに面接審査を行う。
- イ 書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知する。



ウ 面接審査の日時、場所等については、該当の申請者に対して書面で通知する。

(4) 面接審査の結果の通知及び公表

面接審査の結果は、面接審査実施者全員に書面で通知するとともに公表する。

(5) その他

指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

13 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。12で選定した候補者を、令和4年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば、指定管理者として指定するものとする。

(2) 協定の締結

島根県と候補者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定（指定期間、個人情報保護、指定の取消しに関する事項、業務の責任分担等）を締結する。また、指定管理料が発生する年度については、年度協定（当該年度の業務実施内容、指定管理料等）を締結する。

協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

14 評価の実施

島根県は、指定管理者が行う業務の実施状況について毎年度評価を行い、その結果を島根県議会に報告するとともに島根県ホームページにおいて公表する。

15 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) (1)及び(2)に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

16 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認める場合には、島根県は、指定管理の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、管理継続の可否について協議する。

(5) (1)から(4)までに規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

17 応募等に関する質疑

質疑は、令和4年9月16日（金）午後5時までに提出すること。

なお、候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限

令和4年9月16日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

別に定める質疑表に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

### (3) 回答方法

質問事項に対する回答は、現地説明会で行う予定とし、欠席した団体については電子メール又はFAXで行う。

また、現地説明会以降に行う回答は、募集要項の配布を受けた全団体に電子メール又はFAXで行う。

なお、回答日以降において、新たに募集要項の配布を受けた団体が、上記回答文書の配布を希望する場合は、同様の方法で配布を行う。

## 18 その他留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。
- (3) 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当したときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
  - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 条例、規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。
- (5) その他応募に係る詳細については、指定管理者募集要項によるものとする。

## 19 問合せ先

郵便番号 690-8501

住所 松江市殿町1番地

担当部局 島根県商工労働部商工政策課

電話 0852-22-6626（直通）

FAX 0852-22-6039

電子メール shoko-seisaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/shoko/>

---

島根県立八雲立つ風土記の丘条例（昭和47年島根県条例第16号）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和4年8月2日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

### 1 募集の目的

島根県立八雲立つ風土記の丘は、古代出雲文化発祥に係る史跡とその他の文化財を総合的に保存し、さらにその活用を図り、県民文化の向上に資するために設置された施設である。

本施設の管理には、民間事業者等が有するノウハウを活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの向上及び施設の設置目的を効果的に達成することが求められている。

このため、平成17年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって終了することから、次期指定期間において施設の管理を行う指定管理者を募集する。

### 2 施設の概要

- (1) 施設名 島根県立八雲立つ風土記の丘
- (2) 所在地 松江市大庭町ほか
- (3) 主要な施設 八雲立つ風土記の丘展示学習館（松江市大庭町456）

ガイドンス山代の郷（松江市山代町470-1）

山代二子塚古墳土層見学施設（松江市山代町470-1）

(4) 主要な史跡 出雲国府跡、山代二子塚古墳、出雲国山代郷正倉跡ほか

### 3 指定管理者が行う業務

- (1) 島根県立八雲立つ風土記の丘（以下「風土記の丘」という。）の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 風土記の丘に係る資料の収集・保管に関する業務
- (3) 史跡等の環境の保全に関する業務
- (4) 風土記の丘の史跡その他の文化財に関する活用事業
- (5) 施設の利用者の対応に関する業務
- (6) 上記に掲げるもののほか、風土記の丘の運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

※ 詳細は、八雲立つ風土記の丘管理運営業務仕様書を参照すること。

※ 業務内容については、指定期間中であっても内容の変更を行う場合がある。

### 4 指定期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないことを認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 5 管理に要する経費

- (1) 指定管理料の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

年間の額 67,400千円以内

8年間の額 539,200千円以内

ただし、指定管理開始日から4年を経過した後に見直しを行い、6年目以降の指定管理料を定めることとする。

- (2) メリットシステム

年間入館料収入と次に掲げる年間収入目標額との差額が当該目標額の10パーセントに相当する額を超える場合、当該差額の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料に増算し、又は減算することとする。ただし、当該増算し、又は減算する額が10万円に満たない場合は、指定管理料の変更を行わない。

年間収入目標額 1,320千円

- (3) 指定管理料の支払い

各年度の指定管理料は、分割支払とし、詳細については、11の(2)の協定により定める。

### 6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

### 7 申請の手続

- (1) 申請書（島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第33号）に定める様式）

- ア 島根県立八雲立つ風土記の丘に係る事業計画書  
別に定める様式に従って記載すること。
- イ 島根県立八雲立つ風土記の丘に係る収支予算書  
指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算について、別に定める様式に従って各経費の明細を記載すること。
- ウ 活動実績書（法人等の過去2年間の事業報告書）
- エ 法人等の過去3年間の決算書
- オ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- カ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- キ 納税証明書

(2) その他の申請に必要な書類

- ア 法人等の概要を記載した書類
- イ 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
- ウ 法人等の当該年度の事業計画書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類

(3) 質疑・質問事項の取扱い

募集要項及び八雲立つ風土記の丘管理運営業務仕様書の内容等に対する質疑・質問については、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 令和4年9月2日（金）午後5時まで
- イ 受付方法 質疑票に記入の上ファクシミリで提出すること（質疑は、ファクシミリのみで受け付ける。）。
- ウ 回答方法 質疑・質問に対する回答は、質疑回答票により随時行い、応募者全員にファクシミリで通知する。  
質疑票及び質疑回答票の様式は別に定める。

(4) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は複写可）。ただし、(1)のオからキまでについては、正本1部及び副本1部（副本は複写可）。

(5) 提出方法等

- ア 提出場所  
16に示す場所。
- イ 提出方法  
持参又は郵送。郵送の場合は、書留とすること。
- ウ 提出期限  
令和4年9月30日（金）午後5時  
ただし、持参の場合は、平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。
- ウ 申請書の差替えについては、原則として認めない。

8 募集要項及び仕様書等の配布

(1) 配布期間

令和4年8月2日（火）から同年9月2日（金）までの平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## (2) 配布場所

16に示す場所。

## (3) 配布資料（CD-Rによるデータを配布する。）

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）

エ 管理経費積算書

## 9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

## (1) 開催日時

令和4年9月20日（火）午後1時30分から午後4時まで

## (2) 集合場所

島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館（松江市大庭町456番地）

## (3) 集合時間

午後1時20分までに集合のこと。

## (4) 内容

2の(3)の主要な施設について説明する。

## (5) 参加申込方法

現地説明会に出席を希望する応募予定者は、令和4年9月5日（月）午後5時までに、法人等の名称及び参加者の人数、氏名を申込書に記載し、郵送、ファクシミリ又は持参で提出すること。

申込書の様式は、別に定める。

## (6) 連絡先

16に示す連絡先。

## 10 指定管理候補者の選定

## (1) 審査の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、風土記の丘の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

オ 法令遵守のための体制がとられているものであること。

## (2) 審査の項目

ア 施設の維持管理が適切に実施できるものであるか。

イ 管理運営費に工夫が凝らされ、効率的な管理運営が実現可能であるか。

ウ 事業計画を確実に実施するに足りる財政的基盤及び人的能力を有する団体で、適切な人材配置がなされているものであるか。

エ 法令遵守のための体制がとられているかどうか。

オ 住民に対して平等な利用が図られているか。

カ 利用者の要望をくみ取って、それをサービスに反映させられるものであるか。

キ 魅力ある展示企画や史跡の活用計画がなされ、普及活用が促進されるもので、利用者の増加が図られるものであるか。

## (3) 選定方法

ア 指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定は、八雲立つ風土記の丘指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査により行う。

イ 委員会は、非公開とする。

ウ 候補者の選定は10月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、選定された者の名称、選定の理由、選定（評価）結果一覧表を島根県のホームページで公表する。また、選定基準と項目ごとの得点等も、開示請求があれば公開するが、各選考委員ごとのものは非公開とする。

エ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

## 11 指定管理者の指定及び協定等

## (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、10の(3)で選定した候補者を令和4年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

## (2) 協定等の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目の事項について協議の上、風土記の丘の管理に関する指定期間全体の基本協定と毎年度ごとに締結する年度協定を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

## 12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

## 13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

## 14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

(1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県のホームページにおいて公表する。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

## 15 その他留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
  - (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
  - (3) 風土記の丘の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。
  - (4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和4年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
  - (5) 指定管理者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがある。
  - (6) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。
    - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
    - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
  - (7) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
  - (8) 複数の団体がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意すること。
    - ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

ただし、代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であること。また、県内団体の責任割合は、グループ構成が2社の場合にあつては50パーセント超、3社の場合にあつては33パーセント超であること。

なお、申請書提出後において、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。
    - イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となって又は単独で申請することはできない。
    - ウ 当該グループの全構成員が、6の(2)から(7)までのいずれにも該当すること。
    - エ 7の(1)のウからキまで及び7の(2)の書類については、構成員ごとに提出すること。
  - (9) 島根県立八雲立つ風土記の丘条例、島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。
- 16 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）
- 郵便番号 690-8502
- 住所 島根県松江市殿町1番地
- 担当部局 島根県教育庁文化財課文化財グループ
- 電話 0852-22-6612
- ファクシミリ 0852-22-5794